

第3回長崎県鳥インフルエンザ警戒連絡会議次第 (書面開催)

開催日：令和6年12月20日(金)

- 1 鹿児島県霧島市における鳥インフルエンザ発生状況、本県の防疫対応等
- 2 食の安全・安心に関する対応について
- 3 野鳥における鳥インフルエンザの対応について
- 4 健康危機管理の対応について

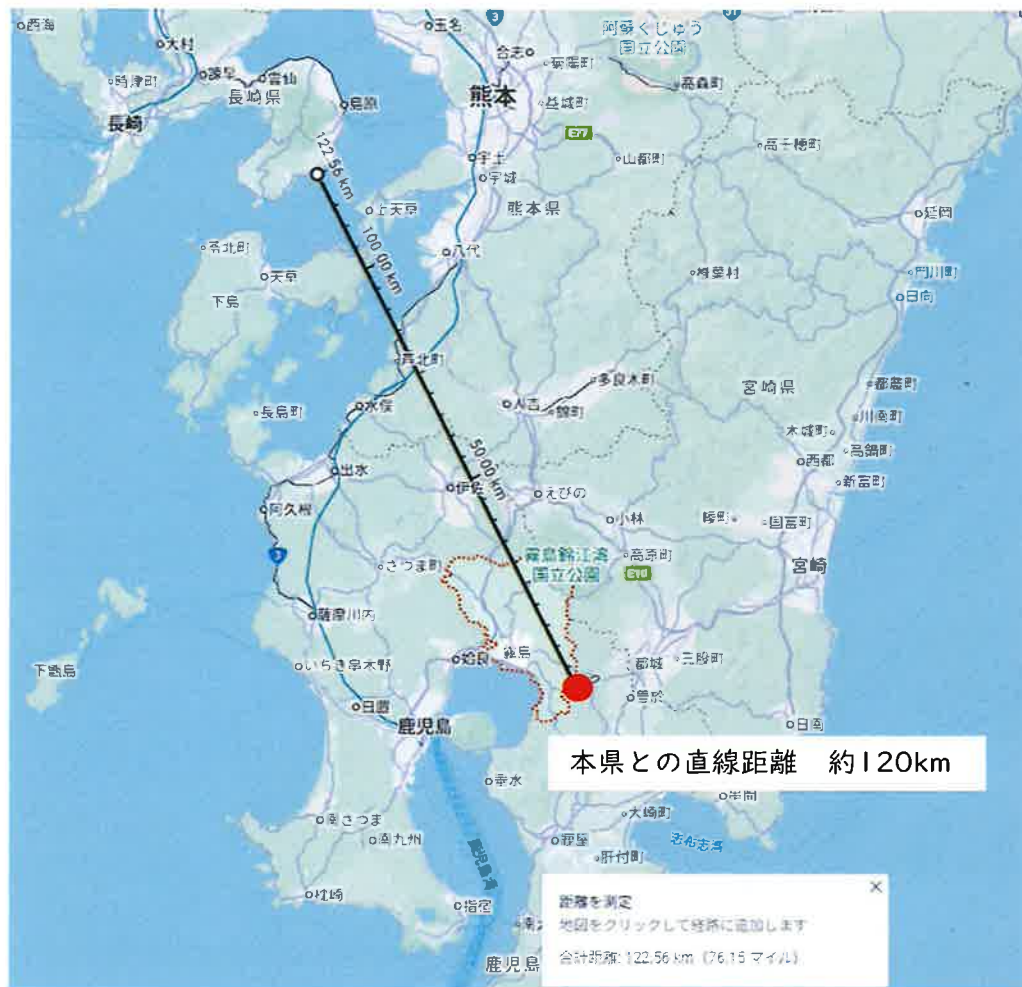
長崎県鳥インフルエンザ 警戒連絡会議資料 【農林部】

令和6年12月20日

発生状況等①

I 発生農場の概要

- ・ 所在地：鹿児島県霧島市
- ・ 飼養状況：約10万羽（肉用鶏）



発生状況等②

2 経緯

- (1) 12月19日（木）、鹿児島県は、霧島市の肉用鶏農場から、死亡鶏が増加したとの通報を受け、農場への立入検査を実施。
- (2) 当該家きんについて、鳥インフルエンザの簡易検査で陽性を確認。
- (3) 12月20日（金）、当該家きんについて遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

防疫対応

- (1) 疑似患畜確定を受け、発生農場での殺処分を12月20日午前10時から開始。
- (2) 周辺農場の移動制限措置及び消毒ポイントでの車両消毒を12月20日午前10時から実施。



○制限区域内の飼養状況

区域	農場数	飼養羽数
移動制限区域 (~3km)	9	約36.7万羽
搬出制限区域 (3~10km)	63	約640.5万羽

○消毒ポイント

	道路名称	設置場所
①	国道504号線	霧島市国分下井 (国分海浜公園駐車場)
②	国道504号線	霧島市福山町福山 (福山活性化センター)
③	国道10号線	霧島市福山町福沢 (JAあいら福山ライスセンター)
④	国道10号線	曾於市末吉町深川 ((株)大隅衛生曾於横)

(鹿児島県HPより)

今シーズンの国内での発生状況

事例	発生県	市町名	疑似患畜 確定日	用途	殺処分 羽数(万羽)
1	北海道	厚真町	10月17日	肉用鶏	2
2	千葉県	香取市	10月23日	採卵鶏	3.7
3	新潟県	上越市	10月26日	採卵鶏	0.0188
4	島根県	大田市	10月31日	採卵鶏	40.2
5	新潟県	胎内市	11月6日	採卵鶏	33.7
6	香川県	三豊市	11月7日	採卵鶏	4.3
	香川県※	観音寺市		採卵鶏	2.8
7	宮城県	石巻市	11月10日	肉用鶏	12.3
	宮城県※	石巻市		肉用鶏	4.8
8	北海道	旭川市	11月12日	採卵鶏	4.4
9	岐阜県	本巣市	11月19日	採卵鶏	1.5
10	鹿児島県	出水市	11月20日	採卵鶏	11.3
11	埼玉県	行田市	11月25日	あひる(肉用)	0.2528
12	宮崎県	川南町	12月3日	肉用鶏	3.5
13	愛媛県	西条市	12月10日	採卵鶏	15
	愛媛県※	西条市		採卵鶏	8.6
	愛媛県※	今治市		採卵鶏	0.002
14	愛媛県	西条市	12月19日	採卵鶏	11
15	鹿児島県	霧島市	12月20日	肉用鶏	10
計					169.4

(12月20日時点)

- 家きん11道県で15事例の発生
- 野鳥を含めると21道県での確認



※疫学関連農場

本県の防疫対応

異状の有無の確認及び注意喚起

- ・ 随時、発生情報等を全家きん農場及び関係団体等へ提供し、注意喚起を実施。
- ・ 10月25日（金）から、毎週末に家きん農場に対し、注意喚起及び異状の有無の確認を実施（令和7年5月まで継続予定）。
- ・ 11月18日（月）から11月29日（金）までを実施期間として、家きん農場を対象に一斉緊急消毒を実施。以降の継続実施について指導。

本県の防疫対応（強化対策）

12月2日から強化対策指導を実施中。

1 塵埃対策、環境中のウイルス量低減対策

●取組内容

すべての家きん飼養農場に対し、待ち受け消毒として効果的である「鶏舎周辺の消石灰散布」を継続して毎週1回程度実施するとともに、埃がひどく舞っている時や乾燥注意報時に鶏舎内粉塵侵入防止のため逆性石鹼等の消毒薬散布を適宜実施するよう指導。

●方法

- ・リーフレット等により消毒の実施を指導する。
- ・消毒の実施状況は、週末の異状の有無と合わせて確認中。

2 再発・大規模農場対策（10万羽以上）

●取組内容

該当農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底状況等の再点検を実施。

●方法

農場へ立ち入り指導を実施。

現時点までに異状の報告なし。

本県の防疫対応（年末年始休暇期間中の防疫対策の徹底）

12月19日付で、畜産関係団体、市町、各振興局等県機関あてに年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について通知済み。

【通知内容】

- 農場における病原体侵入防止対策の徹底
- 飼養家きんの健康観察、異状を認めた場合の早期通報の徹底
- 休暇期間中における疾病の発生に備えた事前準備

※別途、家畜保健衛生所から各農場へ周知。

長崎県鳥インフルエンザ 警戒連絡会議 【県民生活環境部】

<食の安全・安心に関する対応について>
<野鳥における鳥インフルエンザの対応について>

令和6年12月20日

食の安全・安心に関する対応について

1. 食鳥処理場における確認事項

(1) 発生農場からの搬入状況

処理場の名称	所在地	搬入の有無	羽数	措置状況
A 処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
B 処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
C 処理場	島原市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
D 処理場	佐世保市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	

(2) 本日の検査状況

処理場の名称	異常の有無	異常の状況
A 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
B 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
C 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
D 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

※食鳥検査：生体時に外観や動作に異常がないか、死んでいる鶏が異常に多くないかといったことの確認、及び解体後に内臓等に病変がないかといった検査を実施

2. 鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止

内閣府食品安全委員会が示している「鶏肉・鶏卵は安全であり、それらを食べることで感染することはない」という考え方をホームページでお知らせするとともに、保健所の協力を得ながら、県民からの相談等に応じる体制を整えております。

鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止（1）



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年 3月11日
2014年 4月24日更新

鳥インフルエンザについて^(注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

注2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

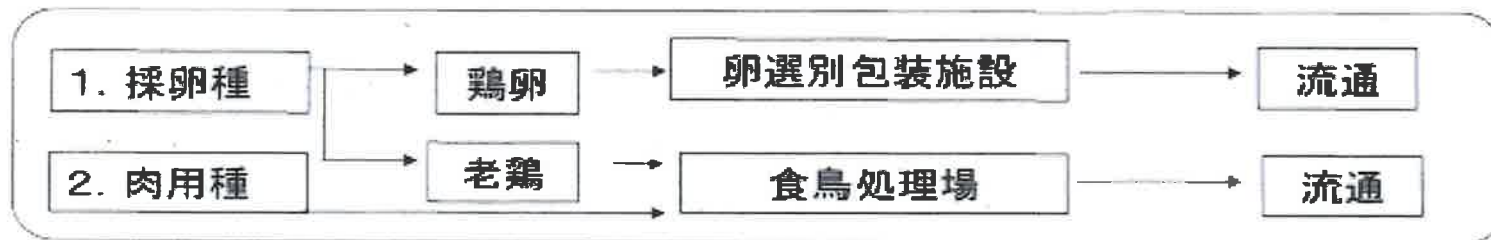
注3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止（2）



〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止（3）

啓発チラシ

**ご安心ください、流通している
鶏肉や鶏卵は安全です。**

長崎県内において「高病原性鳥インフルエンザ」の発生が確認されておりますが、長崎県では徹底した防疫措置を講じており、感染拡大の防止と安全・安心な鶏肉や鶏卵の供給を図っております。



これまで、鶏肉や鶏卵を食べることにより鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。

長崎県産の鶏肉・鶏卵の利用や
風評被害の防止にご理解ご協力をお願いします。



 長崎県



実行 長崎県 畜産安全・保健課
（電話）（095）920-2205

野鳥における鳥インフルエンザの調査状況

○環境省が定める対応レベルに応じた『死亡野鳥等調査』を実施

現在は「**対応レベル3**」の対応を実施中

○県内での調査状況（R6年9月～）

検査数 6羽（12/19 現在）
（全て「陰性」で確定）

○全国の野鳥における鳥インフルエンザ発生状況
R6年9月～ 84件（12/19現在）
（北海道26、鹿児島県36、新潟県4、
福岡県1、熊本県1、他）

○鹿児島県霧島市の発生農場周辺10km圏内が、環境省により『野鳥監視重点区域』に指定され、鹿児島県により**野鳥の監視が強化**されます。

<発生状況に応じた対応レベルの概要>

発生状況	対象地	全 国
通常時		対応レベル1
国内単一箇所発生時		対応レベル2
国内複数箇所発生時		対応レベル3
早期警戒期間（9月～10月）		対応レベル3

※対応レベルが上がると、より少ない死亡個体数で検査

<過去3年間の県内の調査結果>

年 度	検査羽数	結 果
R3年9月～8月	6	陰性6
R4年9月～8月	13	陽性2、陰性11
R5年9月～8月	23	陽性1、陰性22

死亡野鳥等に対する県民の皆様へのお願いについて

○野鳥との接し方については、HP等において、従来より以下のとおり周知しています。

県民の皆様へのお願い（野鳥との接し方について）

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県庁、最寄りの県振興局総務課、市役所または町役場へご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

【野鳥に関する県の連絡先】

連絡先（担当部局）	代表電話	直通電話
県民生活環境部自然環境課	代表 095-824-1111	自然環境課 095-895-2381
島原振興局管理部総務課	代表 0957-63-0111	総務課 0957-63-5036
県北振興局管理部総務課	代表 0956-23-4211	総務課 0956-22-0374
五島振興局管理部総務課	代表 0959-72-2121	総務課 0959-72-4852
壱岐振興局管理部総務課	代表 0920-47-1111	総務課 0920-47-4396
対馬振興局管理部総務課	代表 0920-52-1311	総務課 0920-52-1206

長崎県鳥インフルエンザ 警戒連絡会議資料 【福祉保健部】

令和6年12月20日

福祉保健部の対応について

1. 県内で家きんに鳥インフルエンザが発生した場合の対応

(1) 防疫作業従事者の健康管理と補助等

① 動員者リストの作成

防疫作業従事者の健康管理及び防護服着脱補助のため、約290名(県内10保健所及び福祉保健部より動員)の動員者リストを作成済み。

防疫作業の規模に応じ最大43人の動員班を8.5時間交代で編成し、現地に派遣。

② 必要装備品の在庫量の確認(各保健所へ装備)

健康調査等に要する血圧計、体温計、手指消毒薬等の在庫量を確認済み。防疫作業における後方支援センターへ動員者が現地へ持参。

- 自動血圧計： 44台
- 体温計： 326本
- 手指消毒薬： 61ℓ
- 酒精綿： 200枚入り68箱
- 消毒用エタノール： 173ℓ

福祉保健部の対応について

③防疫作業従事者への注意喚起

防疫作業従事者に対し、3ページ掲載の配布資料1を用いて現地で防疫作業従事前に説明。

(2) 養鶏農場の従業者に対する健康調査

養鶏農場の従業者に対し健康調査を行い、鳥インフルエンザウイルス感染を疑う発熱等の症状を呈していないか確認。健康調査の結果、無症状の場合は、健康観察として、1日2回の体温測定および保健師による問診を10日間行う。

2. 県民への対応

一般の住民の方へ、鳥インフルエンザに関する正しい知識や相談窓口を設置し、その周知を図るためホームページを開設。

(4ページ配布資料2参照)

配布資料Ⅰ 防疫作業従事者用

保健所

防疫作業に従事いただく皆様へ

防疫作業従事大変お疲れ様です。

鳥インフルエンザは、この病気にかかったトリと接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、そのトリのフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入ったりするなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入った場合にごくまれにかかることが知られています。

ヒトが鳥インフルエンザにかかったことが確認された鳥は、感染予防の対策を取らずに極めて無防備な状態で、鳥インフルエンザに感染したトリと濃厚な接触があった場合に限られます。

なお、防疫作業に従事するにあたって下記を熟読の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※防疫作業従事者除外基準に該当する方は防疫作業に従事できません。

【防疫作業従事者除外基準】

- 慢性心疾患で通院加療中の者-
- 慢性呼吸器疾患で通院加療中の者(喘息を含む)-
- 慢性腎疾患の者-
- 免疫機能不全の者-
- 鳥アレルギーの者-
- アルコール飲用の者-
- 医師から重度の肉体労働を止められている者-

(1) 作業従事前の健康調査

防疫作業を行う前に保健所による健康調査を受けてください。事前に鳥インフルエンザ防疫従事者問診票の所定の事項に記入するとともに、体温を測定し記入してください。

(2) 作業中の留意事項

- ①脱水症を起こさないよう、十分に水分を取ってください。
- ②作業中のカパや、気分や体調が悪くなった場合は無理をせず、すぐに申し出てください。
- ③防護服等を脱く際は、脱衣方法を守り、感染の防止に注意してください。
- ④作業中、防護服等に不備があった場合、すぐに責任者に申し出るとともに指示に従ってください。

(3) 作業終了後の健康調査

- ①作業終了後の健康状態を把握するため、健康調査を行います。
- ②作業に従事した方は、必ず終了後の健康調査を受けてください。

(4) 作業終了後の経過観察

最終作業日の翌日から10日間は、必ず健康観察(体温、呼吸器症状、その他自覚症状等)を行い、その結果を防疫作業従事者用経過観察用紙に記入してください。なお、帰郷観察期間終了後、当該保健所は作業従事者を出した各職場(県・地方機関)で取りまとめた後、居住地を管轄する保健所(県外居住者である場合は事業発生地を管轄する保健所)へ提出してください。

体調に異常がみられた場合は、直接病院を受診せず必ず最寄りの保健所にご連絡ください。

(保健所の連絡先は裏面に記載しています)

鳥インフルエンザ防疫作業従事者の皆様へ

従事後の精神的ストレスセルフチェックのお知らせ

お疲れ様です。

鳥インフルエンザにおける防疫作業への従事、ご苦労様でした。

通常業務と異なる作業で、ストレスも大きかったことと思います。

大きなストレスを受けると、心身に様々な形で現れます。

例えば、寝つきが悪くなったり、作業の夢をみたり、作業の事が頭を離れなかったり等があります。

多くの場合、これらのことは時間とともに軽減します。

しかし、中にはいつもの状況に回復するのに長い時間を要したり、専門家の協力を受けながら、回復することもあります。

作業従事後、概ね2週間以降に皆様にストレス調査表を送信させていただきますので、「防疫作業後ストレス調査票」によるセルフチェックを行い、ご自身のこころの状況について、確認していただければ幸いです。

なお、ご記入いただいた調査票は支障がなければ、下記のアドレスまでご返信ください。

職員厚生課では心身の健康に関するご相談をお受けしています。

体調面等で気になることがございましたら、お声かけください。

職員厚生課 健康管理班

TEL 095-895-2163

E-mail genki@pref.nagasaki.lg.jp

配布資料 2 県民の皆様用

住民の皆様へ(鳥インフルエンザの発生について)

〇〇町の養鶏場で鳥インフルエンザによるニワトリの集団死の事案が発生いたしましたが、現在までの調査では、それらのニワトリと接触があったと思われる養鶏場の従業員の方などに健康被害は発生していません。

一般の住民の方が日常生活の中で鳥インフルエンザに感染することはありませんのでご安心ください。

1. 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

人については、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、触れたりすることによって、大量のウイルスが体内に入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。したがって、今回の農場の近くに住んでいたり通ったりすることで感染することはありません。

日本では、この病気にかかった鶏等は安全に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはほとんどないことから、住民の皆さんが鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、今回濃厚な接触のあった養鶏場の従業員の方などの健康調査を行っておりますが、現在のところ異常はありません。

2. 人の健康相談窓口 保健所 電話

3. インターネットによる情報発信

診断治療方法のみならず、発生状況やよく尋ねられる質問への回答などが掲載されておりますので、ご利用下さい。

●厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

●国立感染症研究所ホームページ

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

●農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syowan/douei/tori/>

●動物衛生研究所

https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/tori_influenza/index.html

●厚生労働省検疫所ホームページ(海外渡航者のための感染症情報)

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment2.html>

●県庁ホームページ

https://www.pref.nagasaki.jp/info_toriinfuru/

県庁ホームページ



鳥インフルエンザ(ヒトの健康に関すること)

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

ヒトについては、この病気にかかった鳥類と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、触れたりすることによって、大量のウイルスが体内に入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。

日本では、この病気にかかった鶏等は安全に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはほとんどないことから、住民の皆さんが鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、A/H5 亜型のものや A/H7 亜型のものが知られています。

鳥インフルエンザと新型インフルエンザと関連

鳥インフルエンザ=新型インフルエンザではありません。

鳥類に対して感染性を示す A 型インフルエンザウイルスによる感染症が、鳥インフルエンザです。一方、新型インフルエンザは、既知の鳥インフルエンザウイルスや豚インフルエンザウイルスの遺伝子を変異し、ヒトからヒトへと効率よく感染する能力を獲得した、新たな遺伝子を持つインフルエンザウイルスによる感染症です。

鳥インフルエンザの御相談窓口

鳥インフルエンザについて、ご相談は最寄の保健所までお尋ねください。

保健所名	住所	電話番号	保健所名	住所	電話番号
長崎市保健所	長崎市島の町4-1	095-829-1153	佐世保市保健所	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
西彼保健所	長崎市清石 1-9-5	095-856-0691	五島保健所	五島市堀江町7-2	0959-72-3125
県央保健所	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3304	上五島保健所	新上五島町青川郷 2254-17	0959-42-1121
県南保健所	豊原市新田町 347-9	0957-62-3289	壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町春村 620	0920-47-0260
県北保健所	平戸市平町聖堂 11126-1	0950-57-3933	対馬保健所	対馬市置原町宮谷 224	0920-52-0166
県地域保健推進課	長崎市尾上町 3-1	095-895-2466			